

第5章 成年後見制度利用促進計画

5-1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで入院・入所などの契約締結（身上保護）や財産管理などを行うことに不安のある人（以下「認知症高齢者など」という。）を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行うことを目的とした制度です。

国は、平成28年（2016年）に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）を施行し、平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの第一期基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることとされました。

また、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの第二期基本計画では、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



資料：厚生労働省ホームページ（第二期成年後見制度利用促進基本計画）より

市町村においては、促進法第14条第1項で『成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める』こととされており、本計画は、この規定に基づき、成年後見制度利用促進に係る基本方針及び施策を明らかにするものです。

(2) 計画の期間

本計画は、第5次刈谷市地域福祉計画にあわせて、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年を計画期間とします。

成年後見制度のイメージ



成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

「法定後見制度」

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが本人を法的に支援する制度です。（本人の判断能力に応じて、「成年後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度があります。）

後見人等の種類	本人の判断能力	後見人等の援助手段	代理・取消しできること
成年後見人	↑ ない ↓	代理権	財産に関するすべての法律行為の代理
		取消権	日常生活に関する行為※1を除いた行為の取消し
保佐人		代理権	特定の法律行為の代理（本人同意の上、家庭裁判所が定める）
		取消権	法律で定められた重要な行為※2の取消し
補助人		代理権	特定の法律行為の代理（本人同意の上、家庭裁判所が定める）
		取消権	法律で定められた重要な行為※2の一部の取消し（本人同意の上、家庭裁判所が定める）

※1：日常生活に関する行為・・・食料品や衣類の購入等

※2：法律で定められた重要な行為・・・借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築など

「任意後見制度」

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

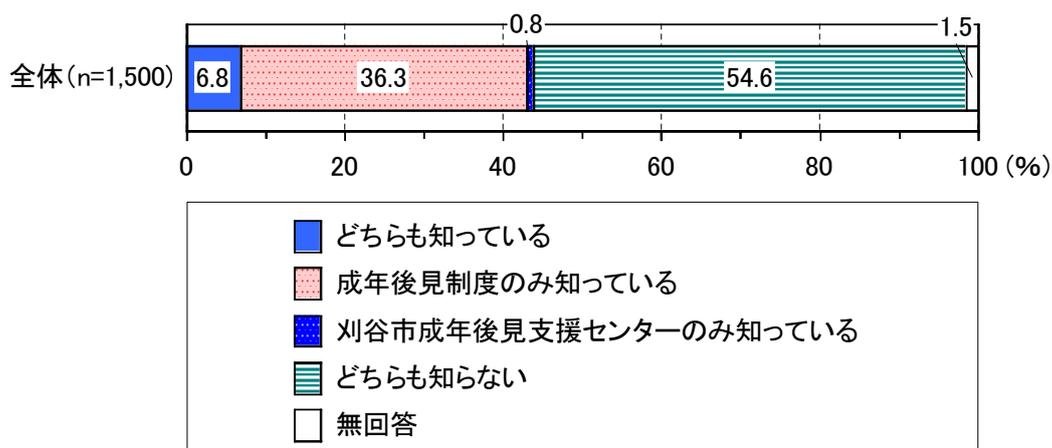
5-2 成年後見制度を取り巻く状況

(1) 市民意識調査

市民アンケートの調査結果では、成年後見制度やその相談先である成年後見支援センターについて「どちらも知らない」が54.6%と最も高く、次いで「成年後見制度のみ知っている」が36.3%となっています。

成年後見支援センターの認知度を高め、また、支援が必要な人に情報が届くよう、多様な媒体を活用し、活動を周知していく必要があります。

図5-1 成年後見制度および成年後見支援センターの認知度



資料:市民意識調査(令和5年)

(2) 高齢者の状況

令和6年(2024年)4月1日現在、本市の人口は152,682人で、そのうち65歳以上は31,552人、75歳以上は17,274人となっています。

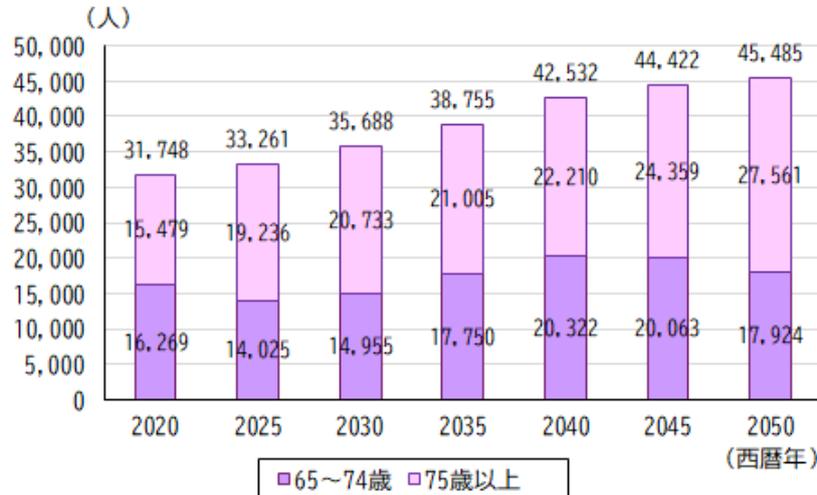
表5-1 高齢者人口の推移

区分	年度	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)
人口		151,981人	152,682人
65歳以上人口		30,349人	31,552人
75歳以上人口		14,127人	17,274人
高齢化率		20.0%	20.7%

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

高齢化の進展により、本市の高齢者(65歳以上)の人口は今後増加する見込みです。特に後期高齢者(75歳以上)の増加が顕著となることから、認知症高齢者が増加が見込まれます。

図5-2 高齢者人口の推計



資料：2020年は国勢調査。2025～2050年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』による。

(3) 知的障害者及び精神障害者の状況

令和6年（2024年）4月1日現在、療育手帳所持者は1,119人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,666人となっています。

表5-2 療育手帳所持者の状況

区分	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	計
平成31年	355人	265人	324人	944人
令和6年	429人	315人	375人	1,119人

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

表5-3 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

区分	1級（重度）	2級（中度）	3級（軽度）	計
平成31年	147人	721人	276人	1,144人
令和6年	178人	1,105人	383人	1,666人

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

(4) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度利用対象者数は次第に増加しています。令和6年（2024年）の内訳をみると、認知症高齢者が3,195人、知的障害者が1,119人、精神障害者が1,666人となっています。

また、成年後見制度の利用者数は令和5年（2023年）12月31日現在で108人となっています。高齢化に伴う認知症高齢者の増加などにより、制度利用のニーズは今後ますます高まると予想されます。

表5-4 成年後見制度の利用対象者数の推定

区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
平成31年	2,881人	944人	1,144人	4,969人
令和6年	3,195人	1,119人	1,666人	5,980人

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

表5-5 成年後見制度の利用者数

区分	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
平成30年	90人	13人	10人	—	122人
令和5年	79人	19人	10人	0人	108人

資料：刈谷市（各年12月31日現在）

表5-6 成年後見制度利用支援事業（審判請求）の実施状況

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数	2件	4件	5件	6件	2件

資料：刈谷市

表5-7 成年後見制度利用支援事業（報酬の助成）の実施状況

区分	後見類型	保佐類型	補助類型	合計
平成30年度	2人	0人	0人	2人
令和5年度	2人	1人	0人	3人

資料：刈谷市

（5）法人後見の実施状況

刈谷市社会福祉協議会の法人後見の受任件数は、令和3年度（2021年度）2件、令和4年度（2022年度）4件、令和5年度（2023年度）3件となっています。

表5-8 市社会福祉協議会の受任状況(受任件数)

区分	後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
平成31年度	0件	0件	0件	—	0件
令和2年度	0件	0件	0件	—	0件
令和3年度	2件	0件	0件	—	2件
令和4年度	3件	1件	0件	—	4件
令和5年度	2件	1件	0件	—	3件

資料：刈谷市社会福祉協議会

(6) 現状と課題

これまでの本市における成年後見制度に関する取組としては、平成 27 年度（2015 年度）に「成年後見支援センター」が市社会福祉協議会に設置され、成年後見制度の利用に関する相談、手続支援、普及・啓発、法人後見の受任などの活動を進めてきました。

地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、令和 5 年（2023 年）4 月には、地域連携ネットワークのコーディネーターとしての役割を担う中核機関を、市と市社会福祉協議会が共同で設置しています。

市では、認知症高齢者などの権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるようにするため、本人や配偶者、親族などによる審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求するほか、成年後見制度の利用にあたり、その費用を負担することが困難な場合は、審判請求費用や後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の報酬、後見等監督人（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）の報酬の全部または一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。また、市社会福祉協議会では、他に適切な後見人等を得られないときに、法人として後見人等となって支援を行っています。

しかしながら、市民意識調査の結果では、成年後見制度と成年後見支援センターについて、「どちらも知らない」と回答した人の割合は 54.6%であったことから、その認知度をさらに向上させる必要があります。

さらに、高齢者や知的障害者、精神障害者の人数は年々増加しており、成年後見制度の利用が必要な人についても同様に増加することが見込まれるため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や市社会福祉協議会以外の後見人等の担い手として、市民後見人の養成、新たな法人後見団体の立ち上げ支援などにも取り組んでいく必要があります。

法人後見とは…

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、ご親族などが個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことです。

審判請求（成年後見制度に関する審判）とは…

精神上的の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が低下している方（本人）を保護するための後見、補佐、補助開始などの手続きです。

市民後見人とは…

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。

主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援などです。市町村などの研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が始まります。

5-3 施策の展開

【施策の方向】

成年後見制度の認知度を向上させるため、市の広報紙や市社会福祉協議会の機関紙、パンフレットなどにより広報するとともに、講演会の開催を通じて成年後見制度の普及・啓発を行います。また、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指します。

司法、医療、福祉などが連携し、成年後見制度の適切な利用に努めるとともに、成年後見制度を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、地域連携ネットワークを充実させるとともに、市民後見人などの担い手の養成に取り組みます。

(1) 成年後見制度の広報(普及・啓発)

- 広報紙などによる周知
広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、成年後見制度や成年後見支援センターを周知します。
- 講演会の開催
権利擁護に関する一般市民向け講演会や勉強会を開催し、成年後見制度などの普及・啓発を行います。
- 専門職を対象とした研修などの実施
行政、医療、福祉などの専門職や関係者を対象に研修会を実施し、成年後見制度に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

(2) 成年後見制度利用促進

- 相談、手続支援
成年後見支援センターにおいて、判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごと、成年後見制度の利用に関する相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、手続支援などを行います。
- 成年後見制度利用支援事業
本人や配偶者、親族などによる審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求します。また、成年後見制度の利用にあたり、その費用を負担することが困難な人に対して、審判請求費用や後見人等の報酬、後見等監督人の報酬の全部または一部を助成します。
- 法人後見の受任
他に適切な後見人等を得られないときに、法人として後見人等となって支援を行います。
- 後見人等への支援
受任後に関係機関や専門職などとの情報共有と役割分担を行い、後見活動が円滑に行われるよう、チーム会議を実施します。後見人等からの相談に対し助言を行うとともに、専門職や関係機関などと連携しケース検討を行うなど、後見人等に対する活動支援や相談への対応などを行い、後見人等を支援します。

(3) 地域連携ネットワークの充実

- 専門職及び家庭裁判所との連携
専門的知見が必要な場合に専門職による助言や支援が受けられるよう、司法、医療、福祉などとの連携を進めます。また、家庭裁判所との情報交換に努めます。
- 権利擁護支援推進協議会の運営
司法、医療、福祉、行政などの関係者が参画する権利擁護支援推進協議会を設置し、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮できるよう、地域課題の検討・調整・解決に向け協議します。
- 受任候補者の調整
弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会の代表者が参画する受任者調整会議を開催し、本人に適切な後見人候補者の推薦に努めます。

(4) 担い手の養成

- 市民後見人の養成
市民後見人の確保のため、愛知県が実施する市民後見人養成講座の受講を推進します。また、市民後見人の活用について検討します。

